平成２９年（フ）第７８８６号
東京都武蔵野市中町１丁目25番７号
破産者　株式会社ブライト
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８８７号
東京都墨田区墨田５丁目26―14
破産者　新谷　義久
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９０７号
東京都千代田区二番町１番地　番町ハイム539、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区二番町１番地
破産者　有限会社島田十九八事務所
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９０８号
東京都調布市染地３丁目１―105　多摩川住宅ホ１―106号
破産者　島田十九八
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０４０号
東京都荒川区荒川１―46―３―802、住民票上の住所静岡県三島市三恵台６―６
破産者　篠原　理紗
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３５３号
東京都足立区扇２丁目14―30―303
破産者　亀田　　功
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３９７号
東京都渋谷区本町５丁目24―13―301
破産者　内海　大輔
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５４５号
東京都板橋区小豆沢２丁目29―９―101
破産者　里村菜々子
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５５１号
埼玉県三郷市新和２丁目183―１―101
破産者　塚本　靖宏
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５６５号
東京都三鷹市上連雀１丁目11―51―303
破産者　石井　健幸
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５９６号
東京都文京区関口１丁目39―６
破産者　高橋　　弘
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６１７号
東京都大田区萩中３丁目13―８―206
破産者　清水　　貢
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６６号
埼玉県上尾市春日２丁目25番２号
破産者　三和建設株式会社
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５９５号
千葉県松戸市馬橋502番地
破産者　飯田　　薫
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７４８号
千葉県野田市尾崎246番地
破産者　小林　秋雄
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２８３号
千葉県流山市東初石３丁目133番地の27　ヤングメイツ鈴木201
破産者　飯塚　美穂
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３９９号
千葉県鎌ケ谷市丸山１丁目１番４号
破産者　有限会社タイシン技建
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４００号
千葉県柏市柏1328番地１第二グランドハイツ309号
破産者　髙橋　浩二
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４８５号
千葉県松戸市中根115番地の６　プロムナード北松戸４―903
破産者　芳賀　仁光
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５５２号
千葉県柏市豊四季514番地11　スカイハイツ101号
破産者　横山　正一
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６５９号
千葉県松戸市旭町３丁目812番地の１　ルミエールモナリエ201号、開始決定時の住所千葉県松戸市馬橋3084番地の１　サニーヴィラ馬橋Ａ棟102号
破産者　工藤　有沙
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部